

大情審答申第 506 号
令和 4 年 6 月 30 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 17 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 3 年 3 月 15 日付け大建第 e-4295 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が令和 3 年 2 月 1 日付け大建第 e-3288 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和 3 年 1 月 18 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し「私（平成 24 年 3 月末退職）の大阪市建設局で在籍した課の、課長と課長代理（係員の場合は、直属の係長を含む）の氏名が確認できる文書」という旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）が存在しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

記

建設局在職時（平成元年度から平成 2 年度）の課の課長と課長代理（係員の場合は、直属の係長を含む）の氏名が確認できる文書について、当該公文書に該当する事務分担表は存在したが、保存年限（1 年）が経過したために廃棄しており、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 15 日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

人事記録調書を含む請求文書の公開決定を求める。

2 審査請求の理由

不存在理由に「事務分担表は存在したが保存年限（1年）が経過したために廃棄」とのみある。請求文書は事務分担表に限定していない。また総務局の担当係長にも、その旨及び人事記録調書が中心であることを説明している。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本人上司の氏名が確認できる公文書について

特定職員の上司の氏名が確認できる文書として、当該職員が起案した決裁文書及び建設局において毎年作成している事務分担表（課内職員の氏名、役職、業務分担等を記載）が考えられるところ、審査請求人が建設局に在席した平成元年度及び平成2年度の公文書を探索したが、決裁文書については現存する文書で該当する文書が確認できなかった。また、事務分担表については人事異動に伴い毎年更新しており「事務及び事業に関する軽易なもの」として保存期間1年に該当する文書であることから、平成元年度及び平成2年度の事務分担表は保存期間が経過しているため廃棄していたものである。

2 人事記録調書について

審査請求人が、本件審査請求において、本件請求の趣旨は人事記録調書を中心に公開を求めるものである旨主張しているため、人事記録調書について言及する。人事記録調書とは、職員の氏名、住所、生年月日、異動、処分歴等が個人ごとに記載されており、職員本人の情報を記載している調書である。調書に記載されている職員が在籍している各所属部署の上司及び部下職員の氏名の記載はないので、人事記録調書で審査請求人の上司を確認することはできない。

なお、職員の異動に伴い人事記録調書も当該職員の異動先所属で管理するため、職員が退職した際には退職時に在籍していた所属にて保管されるものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件請求文書が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否である。

3 本件請求文書の存否について

本件請求は約30年前に特定職員が所属していた課の課長、課長代理及び係長の氏名が確認できる文書の公開を求めるものであることから、本件請求文書として当時の職員名簿、決裁文書等の公文書及び事務分担表などの資料が該当すると考えられる。

(1) 職員録（職員名簿）について

ア 実施機関の職員の氏名がわかる公文書として職員名簿や職員録などの資料が存在しないか確認したところ、人事室（当時）によれば、平成元年度及び2年度の「職員名簿」は総務局人事課（当時）で発行された刊行物であるが、現在、実施機関は公文書として保有していないとのことであった。しかし発行の際には「行政刊行物」として大阪市公文書館へ送付・保管されているものであり、現在も公文書館に存在することが確認できた。

イ 行政刊行物とは、各区の広報誌など大阪市が発行する刊行物を言い、公文書館で収集・管理されており、「行政刊行物等申請書」に必要事項を記入し、窓口に提出する方法で申請すれば、閲覧室で閲覧し、複写することができる。

ウ 条例第15条第3項は「この条例の規定は、図書館、博物館その他これらに類する本市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされている公文書及び一般の利用に供することを目的として管理されている公文書については、適用しない。」と定めている。同項は、図書館、博物館その他これらに類する本市の施設（美術館等）において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書については、当該施設の目的に応じた管理方法や閲覧・貸出し等の利用方法が定められており、その定めに従った利用を行うべきであることから、そのような公文書についてはこの条例の規定を適用しないこととされている（「大阪市情報公開条例解釈・運用の手引（令和3年5月）」 第15条「他の法令等との調整等」〔解説〕（第3項関係））。

エ 上記イのとおり、行政刊行物である平成元年度及び2年度の職員名簿は、図書館、博物館その他これらに類する本市の施設（美術館等）に該当する公文書館で一般の利用に供することを目的として管理されていることから条例の規定は適用されず、本件請求の対象となる公文書とは認められない。

オ なお、当時の職員名簿を公文書館で閲覧・謄写できることは審査請求人に説明している。

(2) 平成元年度及び2年度の決裁文書等の公文書及び事務分担表について

実施機関に確認したところ、建設局総務部職員課及び経理課（審査請求人の当時の所属部署が管理部庶務課計理係のため）保存の平成元年度及び2年度の決裁文書等を含む公文書には、審査請求人の当時の上司の氏名のわかる公文書は存在しない

とのことであった。

また、事務分担表の廃棄について確認したところ、当時の詳細な経緯は不明であるが、平成元年度及び2年度の建設局事務分担表は「庶務関係雑書」という簿冊に編綴されていたと考えられ、当該簿冊は1年保存のため、平成3年度及び平成4年度に廃棄しているとのことであった。

本件請求内容が約30年前に審査請求人と同じ課に在籍した管理職の情報を求めるものであることから、実施機関の上記説明には合理性があり、これを覆すに足る事実を見出すことはできない。

(3) 人事記録調書について

審査請求人は「請求文書は事務分担表に限定していない。…人事記録調書が中心である」と主張している。

当審査会で人事記録調書に記載されるべき内容を確認したところ、人事記録調書には当該職員本人の氏名、住所、生年月日、異動、処分歴等に関する情報が記載されているものの、当該職員の上司又は部下職員等の役職及び氏名の記載はない。

そうすると、審査請求人のものであれ、請求対象である元上司のものであれ、人事記録調書を見ても審査請求人の求める情報は得られるものではないことになる。

したがって、審査請求人との関係が確認できない公文書である「人事記録調書」は、本件請求に係る公文書に該当しない。

(4) 本件請求文書に該当すると考えられる公文書の存否について上記(1)から(3)までのとおりであり、そのほかに特定すべき公文書が存在する可能性も見いだせない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 玉田 裕子、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

令和2年度諮問受理第22号

年 月 日	経 過
令和3年3月15日	諮問書の受理
令和3年5月28日	実施機関からの意見書の収受
令和3年7月12日	調査審議
令和3年11月10日	調査審議
令和4年1月14日	調査審議
令和4年2月10日	調査審議
令和4年3月8日	調査審議
令和4年6月30日	答申